

令和7年4月1日施行

学校法人名城大学寄附行為

学校法人 名城大学

学校法人 名城大学寄附行為

- 改正 (昭和42年12月25日 校管第51の111号 文部大臣認可 昭和43年2月12日登記)
- (昭和44年3月31日 校管第136号 短期大学部電気科・機械科廃止に伴う一部変更認可 昭和44年5月6日登記)
- (昭和48年1月26日 地管第4の11号 附属高等学校定時制課程廃止に伴う一部変更認可 昭和48年2月20日登記)
- (昭和49年8月31日 校管第1の84号 大学院農学研究科増設に伴う一部変更認可 昭和49年9月11日登記)
- (昭和51年12月25日 校管第1の98号 短期大学部 商経科二部廃止に伴う一部変更認可 昭和52年1月26日登記)
- (昭和60年8月11日 土地の名称地番変更に伴う一部変更 昭和60年8月20日登記)
- (昭和61年2月17日 校高第1の11号 理工学部電気工学科の名称変更に伴う一部変更認可 昭和61年4月1日登記)
- (平成5年3月19日 校高第1の17号 大学院工学研究科の名称変更に伴う一部変更認可 平成5年4月1日登記)
- (平成6年12月21日 校高第50号 都市情報学部の設置に伴う一部変更認可 平成7年1月24日登記)
- (平成7年12月22日 校高第50号 薬学部医療薬学科・薬学科の設置に伴う一部変更認可 平成8年1月24日登記)
- (平成10年12月22日 校高第37号 大学院都市情報学研究科の設置、校高第50号法学部法学科・応用実務法学科及び農学部生物資源学科・応用生物化学科の設置並びに校高第1の116号 商学部一部及び理工学部一部の名称変更に伴う一部変更認可 平成11年1月25日登記)
- (平成11年12月22日 校高第37号 大学院経済学研究科の設置、校高第50号 経営学部経営学科・国際経営学科及び経済学部経済学科・産業社会学科及び理工学部数学科・情報科学科・電気電子工学科・材料機能工学科・機械システム工学科・交通科学科・建設システム工学科・環境創造学科・建築学科並びに短期大学部情報国際科の設置に伴う一部変更認可 平成12年1月26日登記)
- (平成12年12月21日 校高第37号 大学院経営学研究科の設置に伴う一部変更認可 平成13年3月5日登記)
- (平成13年12月20日 13校文科高第932号 大学院総合学術研究科の設置に伴う一部変更認可 平成14年2月26日登記)
- (平成14年10月28日 14文科高第524号 短期大学部商経科一部廃止に伴う一部変更認可 平成14年11月21日登記)
- (平成14年12月19日 14文科高第638号 人間学部人間学科の設置に伴う一部変更認可 平成15年1月31日登記)
- (平成15年5月29日 薬学部薬学科及び製薬学科廃止に伴う一部変更 平成16年3月2日登記)
- (平成15年11月27日 15文科高第592号 大学院法務研究科の設置に伴う一部変更認可 平成16年3月2日登記)
- (平成16年4月1日 理工学部情報工学科の設置に伴う一部変更 平成16年4月9日登記)
- (平成17年4月1日 農学部生物環境科学科の設置に伴う一部変更 平成17年4月12日登記)
- (平成17年7月29日 17文科高第314号 短期大学部の廃止に伴う一部変更認可 平成17年8月26日登記)
- (平成18年1月31日 17文科高第700号 大学院大学・学校づくり研究科設置に伴う一部変更認可 平成18年3月3日登記)
- (平成18年3月8日 17校文科高第393号 規定内容の整理に伴う一部変更認可 平成18年3月27日登記)
- (平成18年4月1日 薬学部薬学科(6年制)の設置に伴う一部変更 平成18年4月7日登記)
- (平成18年5月25日 商学部二部・農学部(農学科・農芸化学科)の廃止に伴う一部変更 平成18年7月10日登記)
- (平成19年5月24日 法学部二部法学科並びに理工学部二部数学科、電気電子工学科、機械工学科、交通機械学科、土木工学科及び建築学科の廃止に伴う一部変更 平成19年8月1日登記)
- (平成19年12月31日 大学院商学研究科並びに理工学部数学科、電気電子工学科、機械工学科、交通機械学科、土木工学科及び建築学科の廃止に伴う一部変更 平成20年1月23日登記)
- (平成20年4月30日 商学部一部商学科及び経済学科の廃止に伴う一部変更 平成20年5月9日登記)
- (平成20年6月30日 法学部一部法学科の廃止に伴う一部変更 平成20年7月24日登記)
- (平成22年12月24日 22文科高第923号 大学院人間学研究科設置に伴う一部変更認可 平成23年1月26日登記)
- (平成23年4月1日 理工学部交通科学科の名称変更に伴う一部変更 平成23年4月8日登記)
- (平成23年5月31日 理工学部情報科学科の廃止に伴う一部変更 平成23年7月14日登記)
- (平成24年5月31日 薬学部医療薬学科・薬学科(4年制)の廃止に伴う一部変更 平成24年7月24日登記)
- (平成25年4月1日 理工学部応用化学科・メカトロニクス工学科の設置及び理工学部機械システム工学科・建設システム工学科の名称変更に伴う一部変更 平成25年4月12日登記)
- (平成28年4月1日 外国語学部国際英語学科の設置に伴う一部変更 平成28年4月6日登記)
- (平成29年4月1日 28文科高第1922号 愛知県立愛知総合工科高等学校専攻科の指定管理法人の決定を受けた収益事業の開始に伴う一部変更 平成29年4月4日登記)
- (平成29年7月31日 大学院大学・学校づくり研究科の廃止に伴う一部変更 平成29年10月10日登記)
- (平成30年1月1日 28文科高第818号 可児キャンパスにおける土地等活用に係る収益事業の開始に伴う一部変更 平成30年1月5日登記)

(令和2年4月1日 理工学部環境創造工学科の設置に伴う一部変更 令和2年4月8日登記)

(令和2年4月1日 元文科高第1031号 私立学校法の一部改正及び本法人ガバナンス体制の見直しに伴う一部変更認可 令和2年4月8日登記)

(令和2年7月31日 大学院法務研究科の廃止に伴う一部変更 令和2年8月5日登記)

(令和4年4月1日 情報工学部情報工学科の設置に伴う一部変更 令和4年4月8日登記)

(令和5年8月1日 法学部応用実務法学科の廃止に伴う一部変更 令和5年8月3日登記)

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、学校法人名城大学と称する。

(事務所の所在地)

第2条 この法人は、事務所を、愛知県名古屋市天白区塩釜口一丁目501番地（名城大学）内に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、創設以来の伝統に基づき、穏健中正で実行力に富み、国家、社会の信頼に値する人材を育成するため、教育基本法、学校教育法及び私立学校法に従い、学校教育を行うことを目的とする。

(設置する学校)

第4条 この法人は、前条に規定する目的を達成するために、次に掲げる学校を設置する。

(1) 名城大学 大学院 法学研究科 経営学研究科 経済学研究科 理工学研究科 農学研究科
薬学研究科 都市情報学研究科 人間学研究科 総合学術研究科

法学部 法学科

経営学部 経営学科 国際経営学科

経済学部 経済学科 産業社会学科

理工学部 数学科 情報工学科 電気電子工学科 材料機能工学科 応用化学科

機械工学科 交通機械工学科 メカトロニクス工学科 社会基盤デザイン工学科

環境創造工学科 建築学科

農学部 生物資源学科 応用生物化学科 生物環境科学科

薬学部 薬学科

都市情報学部 都市情報学科

人間学部 人間学科

外国語学部 国際英語学科

情報工学部 情報工学科

(2) 名城大学附属高等学校 全日制課程

(収益事業)

第5条 この法人は、その収益を学校の経営に充てるため、次に掲げる収益事業を行う。

(1) 国家戦略特別区域法に規定する管理者として行う教育・学習支援業

(2) 不動産業

第3章 機関の設置

(役員、評議員及び会計監査人の設置)

第6条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 12人以上20人以内

(2) 監事 3人又は4人

2 この法人に、評議員39人以上42人以内を置く。

3 この法人に、会計監査人1人を置く。

4 この法人と前3項に規定する者との関係は、委任に関する規定に従う。

(学長の設置)

第7条 名城大学に、学長を置く。

2 名城大学学長は、名城大学及びこの法人の設置する学校の教育に関する事項を統括する。

(名誉顧問及び顧問の設置)

第8条 この法人に、名誉顧問及び顧問を置くことができる。

2 名誉顧問は、理事長の職にあった者で理事の職を退いた者とする。

3 顧問は、この法人に対し功労顕著な者又は学識経験者のうちから、法人の運営上特に必要と認められた者を、理事会の決議により、理事長が委嘱する。

4 顧問の任期は1年とし、再任を妨げない。

5 名誉顧問及び顧問は、この法人の重要な業務について、理事長又は理事会の諮問に答え、意見を述べることができる。

(理事選任機関)

第9条 この法人の理事選任機関は、理事会とする。

2 理事選任機関の構成員は、全ての理事とする。

3 理事選任機関は、理事・評議員候補者選考委員会の推薦に基づき、理事を選任するものとする。

4 理事・評議員候補者選考委員会の組織及び運営については、別に定める。ただし、委員の半数以上を評議員とし、当該委員は、評議員会において選任する。

5 理事選任機関が理事を選任するときは、理事長に対し、評議員会の招集を求め、あらかじめ、評議員会の意見を聴かなければならない。

6 理事選任機関は、前項の評議員会の意見を十分に参酌し、理事を選任しなければならない。

7 監事又は評議員会は、理事選任機関に対し必要な報告又は求めを行おうとするときは、理事長に対し、理事選任機関の招集を請求することができる。この場合において、理事長は、理事選任機関を招集しなければならない。

(特別の利益供与の禁止)

第10条 この法人は、設立者、理事、監事、評議員又は職員及びこれらの配偶者又は三親等内の親族等の関係者に対し、特別の利益を与えてはならないものとする。

第4章 理事会及び理事

第1節 理事の選任及び解任等

(理事の選任)

第11条 理事は、次の各号に掲げる者とする。

(1) この法人の設置する学校の長（理事会が選任した予定者を含む。）のうちから理事会において選任した者 2人

(2) 名城大学副学長（学長が選任した予定者を含む。）のうちから理事会において選任した者 2人

(3) 事務局長（理事会が選任した予定者を含む。）のうちから理事会において選任した者 1人

(4) この法人の職員（この法人の設置する学校の教員その他の職員を含む。以下同じ。）又は職員であった者のうちから理事会において選任した者 1人以上4人以内

(5) 学識経験者のうちから理事会において選任した者 6人以上11人以内

2 前項第1号から第3号までに定める理事は、その職を退いたときは理事の職を失うものとする。

3 理事選任機関は、理事の数が第1項各号に掲げる数を下回ることとなるときに備えて、補欠の理事を選任することができる。

(理事の資格及び構成)

第12条 理事の選任に当たっては、私立学校法第31条に規定する資格及び構成に関する要件を遵守しなければならない。

(理事の任期)

第13条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、任期の満了前に退任した理事の補欠として選任された理事の任期は、前任者の残任期間とすることができる。

2 理事は、再任されることができる。

(理事の解任及び退任)

第14条 理事が次の各号のいずれかに該当するときは、理事選任機関における決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
 - (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき
 - (3) 理事としてふさわしくない非行があったとき
- 2 理事が前項各号のいずれかに該当するときは、評議員会は、理事選任機関に対し、当該理事の解任を求めることができる。
- 3 前項の場合において、理事の職務の執行に関し不正の行為又は法令若しくはこの寄附行為に違反する重大な事実があったにもかかわらず、当該理事の解任を求める旨の議案が評議員会において否決されたとき、又は当該理事の解任を求める旨の評議員会の決議があった日から2週間以内に理事選任機関による解任がされなかったときは、評議員は、当該議案が否決された日又は当該決議があった日から2週間を経過した日から30日以内に、訴えをもって当該理事の解任を請求することができる。
- 4 理事は次の事由によって退任する。
- (1) 任期の満了
 - (2) 辞任
 - (3) 死亡
- (理事に欠員を生じた場合の措置)

第15条 理事は、第6条に定める定数を下回ることとなったときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、後任の理事が選任されるまでは、なお理事としての権利義務を有する。

- 2 理事のうち、その定数の5分の1をこえるものが欠けたときは、1月以内に補充しなければならない。
- (競業及び利益相反取引の制限)

第16条 理事は、競業及び利益相反取引をしようとするときは、理事会において、当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければならないものとする。

(理事の監事への報告義務)

第17条 理事は、この法人に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに、当該事実を監事に報告しなければならないものとする。

第2節 理事会及び理事の職務等

(理事会の構成)

第18条 理事会は、全ての理事で組織する。

(理事会の権限)

第19条 理事会は、この法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。

(理事の職務)

第20条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの寄附行為で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事のうち1人を理事長とし、理事会の決議によって選定する。理事長を解職するときも、同様とする。
- 3 理事(理事長を除く。)のうち1人を代表業務執行理事とすることができる。代表業務執行理事は、理事会の決議によって選定する。代表業務執行理事を解職するときも、同様とする。
- 4 理事(理事長及び代表業務執行理事を除く。)のうち12人以内を業務執行理事とし、理事会の決議によって選定する。業務執行理事を解職するときも、同様とする。
- 5 代表業務執行理事又は業務執行理事のうち1人を専務理事とすることができる。専務理事は、理事会の決議によって選定する。専務理事を解職するときも、同様とする。
- 6 業務執行理事(専務理事を除く。)のうち若干人を常務理事とすることができる。常務理事は、理事会の決議によって選定する。常務理事を解職するときも、同様とする。
- 7 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。
- 8 代表業務執行理事は、この法人を代表し、理事会の定めるところにより、理事長を補佐してこの法人の業務を掌理する。
- 9 業務執行理事は、理事会の定めるところにより、理事長を補佐してこの法人の業務を掌理する。
- 10 理事長に事故があるときは、あらかじめ理事会において定めた順位に従い、代表業務執行理事又は業務執行理事がその職務(理事長に事故があるときに当該職務を行う者が別に定められている職

務を除く。)を行う。

11 専務理事は、理事長を補佐し、理事長の指示に基づき、別に定める経営に係る職務を遂行する。

12 常務理事は、理事長及び専務理事を補佐し、その指示に基づき、職務を遂行する。

(代表権の制限)

第21条 理事長及び代表業務執行理事以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。

(理事の報告義務)

第22条 理事長、代表業務執行理事及び業務執行理事は、3月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

第3節 理事会の運営

(招集)

第23条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

3 理事長以外の理事は、理事長に対し、会議の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。

4 理事長が、前項の請求のあった日から5日以内に、その請求の日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知を発しない場合には、招集を請求した理事は理事会を招集することができる。

5 理事会を招集するには、各理事及び各監事に対して、会議の日時及び場所並びに会議の目的である事項を書面又は電磁的方法により通知しなければならない。

6 前項の通知は、会議の1週間前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りではない。

7 前2項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(運営)

第24条 理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。

2 前条第2項及び第4項並びに第35条第2項の規定に基づき理事会を招集した場合における理事会の議長は、出席理事の互選によって定める。

(決議)

第25条 理事会の決議は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の3分の2以上が出席し、その過半数をもって行う。

2 理事会は、次の各号に掲げる事項について決議する。

(1) この寄附行為の変更

(2) この法人の組織及び運営に関する重要な規程(前号の寄附行為を除く。)の制定及び改廃

(3) 重要な組織の設置、変更及び廃止

(4) 理事の選任

(5) 理事の解任

(6) 理事長、代表業務執行理事、業務執行理事、専務理事及び常務理事の選定及び解職

(7) 代表業務執行理事及び業務執行理事の業務に関する事項

(8) 理事長の職務の代行の順位

(9) 第39条第1項第1号に掲げる評議員の選任

(10) 第39条第1項第1号及び第2号に掲げる評議員の解任

(11) 評議員会の招集に係る事項

(12) 学長、附属高等学校長及び事務局長の選任

(13) 学長、附属高等学校長及び事務局長の解任

(14) 顧問の選任

(15) 顧問の解任

(16) 重要な基本財産の一部処分

(17) 重要な資産の処分又は譲受け

- (18) 借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）その他予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
 - (19) 予算及び事業計画並びに事業に関する中期的な計画の作成又は変更
 - (20) 事業報告及び決算
 - (21) 役員及び評議員に対する報酬等の支給の基準の策定又は変更
 - (22) 会計監査人に対する報酬
 - (23) 収益事業に関する重要事項
 - (24) 寄附金品の募集に関する事項
 - (25) この法人の合併
 - (26) 私立学校法第109条第1項第1号に定める事由による解散
 - (27) 残余財産の帰属者の決定
 - (28) 理事の職務の執行が法令及び寄附行為に適合することを確保するための体制その他学校法人の業務の適正を確保するために必要なものとして文部科学省令で定める体制の整備に関する事項
 - (29) 理事の競業及び利益相反取引の承認
 - (30) 役員又は会計監査人の法人に対する損害賠償責任の免除
 - (31) 私立学校法第96条第1項に規定する役員又は会計監査人に対する補償契約の締結
 - (32) 私立学校法第97条第1項に規定する役員又は会計監査人のために締結される賠償責任保険契約の締結
 - (33) その他学校法人の業務に関する重要事項
- 3 第1項の規定にかかわらず、前項第1号、第5号、第10号、第13号、第15号及び第16号の決議は、議決に加わることができる理事の数の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
- 4 第1項及び第3項の規定にかかわらず、第2項第25号及び第26号の決議は、理事の総数の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
- 5 理事は、書面又は電磁的方法により理事会の議決に加わることができる。
(業務の決定の委任)
- 第26条 法令及びこの寄附行為の規定により理事会において決定しなければならない事項以外の決定であって、あらかじめ理事会において定めたものについては、理事会において指名した理事又は業務執行理事会に委任することができる。
(業務執行理事会)
- 第27条 この法人の日常業務の執行に関する事項及び理事会から委任された事項を決定するため、理事会の下に業務執行理事会を置く。
- 2 業務執行理事会は、次に掲げる者をもって構成する。
(1) 理事長
(2) 代表業務執行理事
(3) 業務執行理事
- 3 業務執行理事会に関する事項は、別に定める。
(議事録)
- 第28条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。
- 2 議事録には、議長、出席した理事のうちから互選された理事2人以上及び出席した監事が署名（電磁的記録により作成される議事録にあつては、電子署名。第54条第2項において同じ。）又は記名押印し、理事会の日から10年間、これを事務所に備えて置かなければならない。
- 3 利益相反取引に関する承認の決議については、理事それぞれの意思を議事録に記載しなければならない。
- 4 出席理事から議事録の記載について疑義のあった場合は、その申出に基づいて理事会に諮り、議長がこれを確認しなければならない。

第5章 監事

第1節 選任及び解任等

(監事の選任)

第29条 監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 前項の選任に当たっては、監事の独立性を確保し、かつ、利益相反を適切に防止することができる者を選任するものとする。

3 評議員会は、監事の総数が3人を下回ることとなるときに備えて、補欠の監事を選任することができる。

(監事の資格)

第30条 監事の選任に当たっては、私立学校法第31条第3項及び第6項並びに第46条に規定する資格に関する要件を遵守しなければならない。

(監事の任期)

第31条 監事の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、任期の満了前に退任した監事の補欠として選任された監事の任期は、前任者の残任期間とすることができる。

2 監事は、再任されることができる。

(監事の解任及び退任)

第32条 監事が次の各号のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき

(3) 監事としてふさわしくない非行があったとき

2 監事の職務の執行に関し不正の行為又は法令若しくはこの寄附行為に違反する重大な事実があったにもかかわらず、当該監事を解任する旨の議案が評議員会において否決されたときは、評議員は、当該評議員会の日から30日以内に、訴えをもって当該監事の解任を請求することができる。

3 監事は次の事由によって退任する。

(1) 任期の満了

(2) 辞任

(3) 死亡

(監事の選任若しくは解任又は辞任に関する手続)

第33条 理事は、監事の選任に関する議案を評議員会に提出するには、監事の過半数の同意を得なければならない。

2 監事は、理事に対し、監事の選任を評議員会の会議の目的とすること又は監事の選任に関する議案を評議員会に提出することを請求することができる。

3 監事は、評議員会において、監事の選任若しくは解任又は辞任について意見を述べることができる。

4 監事を辞任した者は、辞任後最初に招集される評議員会に出席して、辞任した旨及びその理由を述べることができる。

5 理事は、前項の者に対し、同項の評議員会を招集する旨並びにその日時及び場所を通知しなければならない。

(監事に欠員を生じた場合の措置)

第34条 監事は、第6条に定める定数を下回ることとなったときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、後任の監事が選任されるまでは、なお、監事としての権利義務を有する。

2 監事のうち、その定数の2分の1を超えるものが欠けたときは、1月以内に補充しなければならない。

第2節 職務等

(監事の職務)

第35条 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。

(1) この法人の業務及び財産の状況並びに理事の職務の執行の状況を監査すること。

(2) この法人の業務及び財産の状況並びに理事の職務の執行の状況について、毎会計年度、監査報告を作成し、当該会計年度終了後3月以内に理事会及び評議員会に提出すること。

- (3) 理事会及び評議員会に出席して意見を述べること。
 - (4) この法人の業務若しくは財産又は理事の職務の執行の状況に関し不正の行為若しくは法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したとき、又は不正の行為がなされ、若しくは法令若しくは寄附行為の重大な違反が生ずるおそれがあると認めるときは、これを理事会及び評議員会並びに文部科学大臣（当該報告が理事の業務の執行に関するものであるときは、理事選任機関を含む。）に報告すること。
 - (5) 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して理事会及び評議員会又は理事選任機関の招集を請求すること。
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、法令又はこの寄附行為により監事が行うこととされた職務
- 2 前項第5号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会又は評議員会の日とする理事会又は評議員会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした監事は、理事会又は評議員会を招集することができる。理事選任機関の招集を請求した場合も、同様とする。

（常勤監事の選定及び解職）

第36条 監事のうち1人以上を常勤監事とし、評議員会の決議によって選定する。常勤監事を解職するときも、同様とする。

（調査権限等）

第37条 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、又はこの法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

- 2 監事は、その職務を行うため必要があるときは、この法人の子法人に対して事業の報告を求め、又はその子法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 3 監事は、その職務を行うため必要があるときは、会計監査人に対してその監査に関する報告を求めることができる。
- 4 監事は、理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他私立学校法施行規則で定めるものを調査しなければならない。この場合において、法令若しくはこの寄附行為に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告しなければならない。

（理事の行為の差止め）

第38条 監事は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくはこの寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該理事の行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

第6章 評議員会及び評議員

第1節 評議員の選任及び解任等

（評議員の選任）

第39条 評議員は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) この法人の職員で理事会において選任した者 3人
- (2) 名城大学の学部長 10人
- (3) この法人の設置する学校を卒業した者で年齢25年以上のものの中から、評議員会において選任した者 13人以上14人以内
- (4) 学識経験者の中から、評議員会において選任した者 13人以上15人以内

2 前項第1号、第3号及び第4号に定める評議員は、第9条第4項に規定する理事・評議員候補者選考委員会の推薦に基づき、選任するものとする。

3 第1項第1号及び第2号に定める評議員は、この法人の職員の地位又は学部長の職を退いたときは評議員の職を失うものとする。

4 評議員の選任は、評議員の年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないように配慮して行うものとする。

（評議員の資格）

第40条 評議員の選任に当たっては、私立学校法第31条第3項及び第6項、第46条第2項及び第3

項並びに第62条に規定する資格及び構成に関する要件を遵守しなければならない。

(評議員の任期)

第41条 第39条第1項第1号、第3号及び第4号に定める評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、第39条第1項第2号に定める評議員の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、前任者の残任期間とすることができる。

2 評議員は、再任されることができる。

(評議員の解任及び退任)

第42条 評議員が次の各号のいずれかに該当するときは、第39条第1項第1号及び第2号に規定する評議員は、理事会の決議によって、第39条第1項第3号及び第4号に規定する評議員は、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき
- (3) 評議員としてふさわしくない非行があったとき

2 評議員は次の事由によって退任する。

- (1) 任期の満了
- (2) 辞任
- (3) 死亡

3 評議員は、第6条に定める定数を下回ることとなったときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、後任の評議員が選任されるまでは、なお、評議員としての権利義務を有する。

第2節 評議員会及び評議員の職務等

(評議員会の構成)

第43条 評議員会は、全ての評議員で組織する。

(評議員会の職務等)

第44条 評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の仕事執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる。

2 理事会は、次の各号に掲げる事項についての決定をするときは、あらかじめ評議員会の意見を聴かななければならない。

- (1) 理事の選任
- (2) 重要な基本財産の一部処分
- (3) 重要な資産の処分又は譲受け
- (4) 多額の借財
- (5) 予算及び事業計画並びに事業に関する中期的な計画の作成又は変更
- (6) 役員及び評議員に対する報酬等の支給の基準の策定又は変更
- (7) 収益事業に関する重要事項
- (8) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
- (9) 寄附金品の募集に関する事項
- (10) 残余財産の帰属者の決定
- (11) その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの

(理事の行為の差止めの求め)

第45条 評議員会は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくはこの寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によってこの法人に回復することができない損害が生ずるおそれがあるときは、監事に対し、第38条の請求を行うことを求めることができる。

2 前項の場合において、当該行為によってこの法人に回復することができない損害が生ずるおそれがあるにもかかわらず、評議員会において前項の請求を行うことを監事に求める旨の決議が否決されたとき、又は当該請求を行うことを監事に求める旨の評議員会の決議があった後遅滞なく当該請求その他の手続が行われなるときは、評議員は、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求す

ることができる。

(責任追及の訴えの求め)

第46条 評議員会は、役員、会計監査人又は清算人が任務を怠ったことによってこの法人に損害が生じた場合には、書面又は電磁的方法により、理事長(理事の責任を追及する場合には監事)に対し、役員、会計監査人又は清算人の責任を追及する訴えの提起を求めることができる。

第3節 評議員会の運営

(開催)

第47条 評議員会は、定時評議員会として毎年度6月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第48条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員の総数の10分の1以上の評議員は、共同して、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

3 評議員の総数の10分の1以上の評議員は、共同して、理事長に対し、一定の事項を評議員会の会議の目的とすることを請求することができる。この場合において、その請求は、評議員会の日の30日前までにしなければならない。

4 評議員会を招集する場合には、理事会において、次に掲げる事項を定め、評議員に対し、書面又は電磁的方法(評議員の承諾を得た場合に限り。)により通知しなければならない。

(1) 会議の日時及び場所

(2) 会議の目的である事項があるときは、当該事項

(3) 会議の目的である事項に係る議案(当該目的である事項が議案となるものを除く。)について、議案が確定しているときはその概要、議案が確定していないときはその旨

(4) 私立学校法施行規則で定める事項

5 前項の通知は、会議の1週間前までに発しなければならない。

(評議員による招集)

第49条 前条第2項の規定による請求があった日から30日以内の日を評議員会の日とする評議員会の招集の通知が発せられない場合には、同項の規定による請求をした評議員は、共同して、文部科学大臣の許可を得て、評議員会を招集することができる。

2 前項の評議員は、その全員の協議により、前条第4項各号に掲げる事項を定め、他の評議員に対し、書面又は電磁的方法(他の評議員の承諾を得た場合に限り。)により通知しなければならない。

3 前項の通知は、会議の1週間前までに発しなければならない。

(監事による招集)

第50条 第35条第2項の規定により監事が評議員会を招集する場合には、監事は第48条第4項第1号、第2号及び第4号に掲げる事項を定め、評議員に対し、書面又は電磁的方法(評議員の承諾を得た場合に限り。)により通知しなければならない。

2 前項の通知は、会議の1週間前までに発しなければならない。

(招集手続の省略)

第51条 前3条の規定にかかわらず、評議員会は、評議員の全員の合意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(運営)

第52条 評議員会に議長を置き、評議員の互選によって定める。

(決議)

第53条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 評議員会は、次の各号に掲げる事項について決議する。

(1) この寄附行為の変更

(2) 理事の解任請求

- (3) 理事・評議員候補者選考委員会の評議員委員の選任
 - (4) 監事の選任
 - (5) 監事の解任
 - (6) 常勤監事の選定及び解職
 - (7) 第39条第1項第3号及び第4号に掲げる評議員の選任及び解任
 - (8) 会計監査人の選任、不再任及び解任
 - (9) この法人の合併
 - (10) 私立学校法第109条第1項第1号に定める事由による解散
 - (11) 第45条に規定する監事に対する理事の行為の差止めの求め
 - (12) 第46条に規定する理事長に対する役員、会計監査人又は清算人の責任追及の訴えの求め
 - (13) 第69条第5項に規定する責任の免除の決議後に受ける退職慰労金等
 - (14) 私立学校法第91条に規定する役員、評議員又は会計監査人の学校法人に対する損害賠償責任の免除
 - (15) 私立学校法第92条第1項に規定する役員、評議員又は会計監査人の学校法人に対する損害賠償責任の一部免除
- 3 第1項の規定にかかわらず、前項第5号及び第15号の決議は、議決に加わることができる評議員の数の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
 - 4 第1項及び第3項の規定にかかわらず、第2項第14号の決議は、議決に加わることができる評議員の全員一致をもって行わなければならない。
 - 5 評議員は、書面又は電磁的方法により評議員会の議決に加わることができる。

(議事録)

第54条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録には、議長、出席した評議員のうちから議長が指名した評議員2人以上及び出席監事が署名又は記名押印し、評議員会の日から10年間、これを事務所に備えて置かななければならない。
- 3 出席評議員から議事録の記載について疑義のあった場合は、その申出に基づいて評議員会に諮り、議長がこれを確認しなければならない。

(役員の出席等)

第55条 理事長、代表業務執行理事、業務執行理事及び監事は、評議員会に出席しなければならない。

- 2 理事長、代表業務執行理事、業務執行理事及び監事は、評議員会において、評議員から特定の事項について説明を求められた場合には、当該事項について必要な説明をしなければならない。

第7章 理事会と評議員会の協議

(理事会及び評議員会の協議)

第56条 法令又はこの寄附行為の定めるところにより理事会の決議及び評議員会の決議を必要とする事項について理事会と評議員会の決議が異なる場合、理事長は、更に審議を尽くすために、当該事項を会議の目的である事項として、再度評議員会を招集することができる。

- 2 全ての理事は、前項の評議員会に出席し、前項の事項に関し改めて必要な説明を行うものとする。
- 3 評議員会は、前項の理事の説明を十分に尊重して、再度決議を行わなければならない。

第8章 会計監査人

第1節 選任及び解任等

(会計監査人の選任)

第57条 会計監査人は、評議員会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第58条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、その定時評議員会において別段の決議がされなかったとき

は、再任されたものとみなす。

(会計監査人の解任)

第59条 会計監査人が次の各号のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
- (2) 会計監査人としてふさわしくない非行があったとき
- (3) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき

2 監事は、会計監査人が、前項各号のいずれかに該当すると認めるときであって、評議員会の招集を待ついとまがないときその他緊急を要するときは、監事全員の合意により、会計監査人を解任することができる。この場合、監事の互選によって定めた監事は、会計監査人を解任した旨及び解任の理由を、解任後最初に招集される評議員会に報告しなければならない。

(会計監査人の選任及び解任等に関する手続)

第60条 評議員会に理事が提出する会計監査人の選任及び解任並びに会計監査人を再任しないことに関する議案の内容は、監事が決定する。

- 2 前項の規定による議案の内容の決定は、監事の過半数の合意によって行わなければならない。
- 3 会計監査人は、会計監査人の選任、解任若しくは不再任又は辞任について、評議員会に出席して意見を述べることができる。
- 4 会計監査人を辞任した者は、辞任後最初に招集される評議員会に出席して、辞任した旨及びその理由を述べるができる。
- 5 理事長は、前項の者に対し、評議員会を招集する旨並びにその日時及び場所を通知しなければならない。

(会計監査人に欠員を生じた場合の措置)

第61条 会計監査人が欠けた場合において、遅滞なく会計監査人が選任されないときは、監事は、一時会計監査人の職務を行うべき者を選任しなければならない。

第2節 会計監査人の職務等

(会計監査人の職務等)

第62条 会計監査人は、法令で定めるところにより、この法人の計算書類（貸借対照表及び収支計算書をいう。以下同じ。）及びその附属明細書並びに財産目録を監査して会計監査報告を作成し、監事及び理事会に提出する。

- 2 会計監査人は、いつでも、次に掲げる請求をし、又は理事及び職員に対し、会計に関する報告を求めることができる。
 - (1) 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面又は当該書面の写しの閲覧の請求
 - (2) 前号の書面の謄本又は抄本の交付の請求
 - (3) 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法令で定める方法により表示したものの閲覧の請求
 - (4) 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であってこの法人の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求
- 3 会計監査人は、その職務を行うため必要があるときは、この法人の子法人に対して会計に関する報告を求め、又はこの法人若しくはその子法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

第9章 予算及び事業計画等

(会計年度)

第63条 この法人の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

(予算、事業計画及び事業に関する中期的な計画)

第64条 この法人の予算及び事業計画は、毎会計年度開始前に、理事長が編成し、あらかじめ評議員会の意見を聴き、理事会で決議しなければならない。これに変更を加えようとするときも、同様とする。

- 2 この法人の事業に関する中期的な計画は、6年以内において理事会で定める期間ごとに、理事長が編成し、理事会で決議しなければならない。これに変更を加えようとするときも、同様とする。
- 3 前2項の事業計画及び事業に関する中期的な計画を作成するに当たっては、認証評価の結果を踏まえて作成しなければならない。

(役員等の報酬)

第65条 役員、評議員及び顧問に対して、別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

- 2 会計監査人に対する報酬等は、監事の過半数の同意を得て、理事会において定める。

(役員、評議員又は会計監査人の法人に対する損害賠償責任)

第66条 役員、評議員又は会計監査人は、その任務を怠ったときは、この法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負うものとする。

(役員、評議員又は会計監査人の第三者に対する損害賠償責任)

第67条 役員、評議員又は会計監査人がその職務を行うについて悪意又は重大な過失があったときは、これによって第三者に生じた損害を賠償する責任を負うものとする。

(役員、評議員又は会計監査人の連帯責任)

第68条 役員、評議員又は会計監査人がこの法人又は第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合において、他の役員、評議員又は会計監査人も当該損害を賠償する責任を負うときは、これらの者は連帯債務者とする。

(責任の免除)

第69条 役員又は会計監査人が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して特に必要と認める場合には、役員又は会計監査人が賠償の責任を負う額から私立学校法第92条の規定に基づく最低責任限度額を控除して得た額を限度として理事会の決議によって免除することができる。

- 2 理事は、前項の規定に基づく責任の免除（理事の責任の免除に限る。）に関する議案を理事会に提出するには、各監事の同意を得なければならない。

- 3 第1項の決議を行ったときは、理事長は、遅滞なく、私立学校法第92条第2項各号に掲げる事項及び責任を免除することに異議がある場合には1月以内に当該異議を述べるべき旨を評議員に通知しなければならない。

- 4 評議員の総数の10分の1以上の評議員が前項の期間内に同項の異議を述べたときは、第1項の規定に基づく責任の免除をしてはならない。

- 5 第1項の決議があった場合において、当該決議後に同項の役員又は会計監査人に対し退職慰労金その他の私立学校法施行規則で定める財産上の利益を与えるときは、評議員会の決議による承認を受けなければならない。

(責任限定契約)

第70条 理事（理事長、代表業務執行理事、業務執行理事及びこの法人の職員である理事を除く。以下この条において「非業務執行理事」という。）、監事又は会計監査人が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、当該非業務執行理事、監事又は会計監査人が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、金0円以上であらかじめ定めた額と私立学校法第92条の規定に基づく最低責任限度額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を非業務執行理事、監事又は会計監査人と締結することができる。

第10章 資産及び会計

(資産)

第71条 この法人の資産は、財産目録記載のとおりとする。

(資産の区分)

第72条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、運用財産及び収益事業用財産とする。

- 2 基本財産は、この法人の設置する学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金とし、財産目録中基本財産の部に記載する財産及び将来基本財産に編入された財産とする。

3 運用財産は、この法人の設置する学校の経営に必要な財産とし、財産目録中運用財産の部に記載する財産及び将来運用財産に編入された財産とする。

4 収益事業用財産は、この法人の収益を目的とする事業に必要な財産とし、財産目録中収益事業用財産の部に記載する財産及び将来収益事業用財産に編入された財産とする。

5 寄附金品については、寄附者の指定がある場合には、その指定に従って基本財産、運用財産又は収益事業用財産に編入する。

(基本財産の処分の制限)

第73条 基本財産のうち重要なものは、これを処分してはならない。ただし、この法人の事業の遂行上やむを得ない理由があるときは、評議員会への諮問及び理事会の決議によって、その一部に限り処分することができる。

(積立金の保管)

第74条 基本財産及び運用財産のうち積立金は、確実な保管方法により理事長がこれを保管する。

(経費の支弁)

第75条 この法人の設置する学校の経営に要する費用は、基本財産並びに運用財産中の不動産及び積立金から生ずる果実、授業料収入、入学金収入、検定料収入その他の運用財産をもって支弁する。

(会計)

第76条 この法人の会計は、学校法人会計基準により行う。

2 この法人の会計は、学校の経営に関する会計（以下「学校会計」という。）及び収益事業に関する会計（以下「収益事業会計」という。）に区分するものとする。

(予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄)

第77条 予算をもって定めるものを除くほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、評議員会に諮問し、理事会で決議しなければならない。借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）についても、同様とする。

(事業報告及び決算)

第78条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、第3号から第5号までの書類について会計監査人の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 計算書類
- (4) 計算書類の附属明細書
- (5) 財産目録

2 理事長は、前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第5号の書類の内容を定時評議員会に報告し、その意見を聴かななければならない。

3 収益事業会計の決算上生じた利益金は、その一部又は全部を学校会計に繰り入れなければならない。

(財産目録等の備置き及び閲覧等)

第79条 この法人は、毎会計年度終了後3月以内に役員等名簿（役員及び評議員の氏名及び住所を記載又は記録した名簿をいう。以下第3項及び第86条第2号において同じ。）を作成しなければならない。

2 この法人は、前条第1項各号及び前項の書類、監査報告、会計監査報告、役員及び評議員に対する報酬等の支給の基準を記載した書類並びにこの寄附行為を事務所に備えて置き、請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供し又はこれらの書類の謄本若しくは抄本を交付しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、この法人は、役員等名簿について評議員以外の者から同項の請求があった場合には、役員等名簿に記載された事項中、個人の住所に係る記載又は記録の部分を除外して、同項の閲覧をさせ又は交付をすることができる。

(資産総額の変更登記)

第80条 この法人の資産総額の変更は、毎会計年度末の現在により、会計年度終了後3月以内に登記

しなければならない。

(細則)

第81条 この法人の資産、会計その他財務に関しては、この寄附行為に定める場合のほか、別に定める財務に関する諸規程による。

第11章 寄附行為の変更

(寄附行為の変更)

第82条 この寄附行為を変更しようとするときは、評議員会の決議及び理事会の決議を得て、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、私立学校法施行規則に定める届出事項については、理事会の決議及び評議員会の決議を得て、文部科学大臣に届け出なければならない。

第12章 解散及び合併

(解散)

第83条 この法人は、次の各号に掲げる事由によって解散する。

- (1) 理事会の決議及び評議員会の決議による決定
- (2) この法人の目的たる事業の成功の不能
- (3) 合併
- (4) 破産手続開始の決定
- (5) 文部科学大臣の解散命令

2 前項第1号又は第2号に掲げる事由による解散は、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

(残余財産の帰属者)

第84条 この法人が解散した場合（合併又は破産手続開始の決定によって解散した場合を除く。）における残余財産は、評議員会への諮問及び理事会決議により選定した学校法人又は教育の事業を行う公益社団法人若しくは公益財団法人に帰属する。

(合併)

第85条 この法人が合併しようとするときは、評議員会の決議及び理事会の決議を得て、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

第13章 補則

(情報の公表)

第86条 この法人は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、遅滞なく、インターネットの利用により、当該各号に定める事項を公表しなければならない。

- (1) 寄附行為若しくは寄附行為変更の認可を受けたとき、又は寄附行為変更の届出をしたとき寄附行為の内容
- (2) 計算書類及び事業報告書並びにこれらの附属明細書、監査報告、会計監査報告、財産目録、役員等名簿並びに役員及び評議員に対する報酬等の支給の基準を記載した書類を作成したときこれらの書類の内容（役員等名簿にあっては、個人の住所に係る記載又は記録の部分を除く。）

(公告の方法)

第87条 この法人の公告は、この法人の事務所に設置する掲示場に掲示して行う。

(施行細則)

第88条 この寄附行為の施行についての細則その他この法人及びこの法人の設置する学校の管理及び運営に関し必要な事項は、理事会が定める。

附 則

- 1 この寄附行為は、昭和43年1月29日から施行する。
- 2 従前の寄附行為は、廃止する。
- 3 この法人の寄附行為変更当時の役員は、次のとおりとする。

理事（理事長）	第8条第1項第2号	理事	渡辺捨雄
理事（学長）	第8条第1項第1号	理事	三雲次郎
理事	第8条第1項第2号	理事	村岡嘉六
理事	第8条第1項第3号	理事	石田退三
理事	第8条第1項第3号	理事	桑原幹根
理事	第8条第1項第3号	理事	小山竜三
理事	第8条第1項第3号	理事	佐伯卯四郎
理事	第8条第1項第3号	理事	杉戸清
監事			須川義弘
監事			野村均一

4 前項の理事の任期は、第9条第1項にかかわらず、昭和44年2月18日に満了するものとする。ただし、第8条第1項第1号及び第2号の理事については、この限りでない。

5 監事は、第18条第1項にかかわらず、昭和44年2月18日に満了するものとする。

附 則

この寄附行為は、昭和44年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、昭和50年2月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、昭和51年5月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、昭和60年8月11日から施行する。

附 則

この寄附行為は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則

1 平成5年3月19日文部大臣認可のこの寄附行為は、平成5年4月1日から施行する。

2 大学院工学研究科は、改正後の寄附行為第4条第1号の規定にかかわらず、平成5年3月31日に在学する者が当該研究科に在学しなくなるまでの間存続するものとする。

附 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（平成6年12月21日）から施行する。

附 則

平成7年12月22日文部大臣認可のこの寄附行為は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

1 この寄附行為は、文部大臣の認可の日（平成10年12月22日）から施行する。

2 商学部一部及び理工学部一部は、改正後の寄附行為第4条第1号の規定にかかわらず、平成11年3月31日に在学する者が当該学部等に在学しなくなるまでの間存続するものとする。

附 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（平成11年12月22日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（平成12年12月21日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成13年5月9日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成13年12月20日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成14年10月28日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成14年12月19日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成15年5月29日から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成15年11月27日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成16年8月20日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成17年7月29日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成18年1月31日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成18年3月8日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成18年5月25日から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成19年5月24日から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成19年11月12日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成19年12月31日から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成20年4月30日から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成20年6月30日から施行する。

附 則

1 平成21年3月17日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成21年4月1日から施行する。

2 寄附行為第22条第2項第2号については、第24条第1項にかかわらず、施行日に選任した評議員の任期を平成24年1月28日までとする。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成22年12月24日）から施行する。

附 則

1 この寄附行為は、平成23年4月1日から施行する。

2 理工学部交通科学科は、改正後の寄附行為第4条第1号の規定にかかわらず、平成23年3月31日に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則

この寄附行為は、平成23年5月31日から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成23年10月3日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成24年5月31日から施行する。

附 則

- 1 この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成24年7月30日）から施行する。
- 2 改正前の寄附行為第22条第2項第3号の規定に基づき選任された評議員については、改正後の寄附行為第22条第2項の規定にかかわらず、理事の任期満了までの間は、なお従前の例による。

附 則

- 1 この寄附行為は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 理工学部機械システム工学科及び建設システム工学科は、改正後の寄附行為第4条第1号の規定にかかわらず、平成25年3月31日に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則

この寄附行為は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

平成29年3月21日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成29年7月31日から施行する。

附 則

平成29年8月22日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成30年1月1日から施行する。

附 則

- 1 この寄附行為は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 理工学部環境創造学科は、改正後の寄附行為第4条第1号の規定にかかわらず、令和2年3月31日に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則

- 1 令和2年3月18日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 改正前の寄附行為第10条第1項の規定に基づき選任された理事（寄附行為第9条第1項第1号から第4号の規定により理事となるものを除く。）については、改正後の寄附行為第10条第1項の規定にかかわらず、理事の任期満了までの間は、なお従前の例による。
- 3 改正前の寄附行為第19条第1項の規定に基づき選任された監事については、改正後の寄附行為第19条第1項の規定にかかわらず、監事の任期満了までの間は、なお従前の例による。

附 則

この寄附行為は、令和2年7月31日から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（令和4年1月24日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、令和5年8月1日から施行する。

附 則

- 1 令和6年10月28日文部科学大臣認可のこの寄附行為は令和7年4月1日から施行する。ただし、会計監査人及び常勤監事に関する規定は、令和7年度の定時評議員会の終結の時から施行する。
- 2 この寄附行為の施行の際現に在任する役員及び評議員の定数、資格及び構成については、令和7年度の定時評議員会の終結の時までは、なお従前の例による。この場合において、評議員のうちから、この寄附行為の定めるところにより選任された理事については、当該終結の時に、この法人と協議の上、理事又は評議員のいずれかを辞任しなければならない。
- 3 この寄附行為の施行の際現に在任する評議員であって、令和7年度の定時評議員会の日よりも前に任期が満了するものの任期については、その終期を令和7年度の定時評議員会の終結の時まで伸長する。
- 4 この寄附行為の施行の際現に在任する役員又は評議員であって、私立学校法第31条、第46条及び第62条の資格及び構成を満たすものの任期は、残任期間と同一の期間とする。ただし、当該期間の

- 満了の時が令和9年度の定時評議員会の終結の時以後である場合は、当該終結の時までとする。
- 5 前項の理事又は評議員の解任は、なお従前の例による。